

北海道防災会議原子力防災対策部会
有識者専門委員会

会 議 録

日 時：2020年10月14日（木）午前10時30分開会
場 所：北海道庁 地下1階 危機管理センターB

1. 開 会

【事務局（村松原子力安全対策課長）】 ただ今から、北海道防災会議原子力防災対策部
会有識者専門委員会を開催いたします。

初めに、北海道原子力安全対策担当局長猪口より、開催に当たって、ご挨拶を申し上げます。

【猪口原子力安全対策担当局長】 おはようございます。

猪口でございます。いつも大変お世話になっております。

有識者専門委員会の開会に当たり、一言、ご挨拶を申し上げます。

本日は、小崎座長をはじめ、委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、また、コ
ロナなど様々な事情がある中、当会議にご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

また、日頃から原子力防災対策の推進にご理解とご協力を賜り、重ねてお礼を申し上げ
ます。

道では、昨年度の原子力防災訓練を厳冬期の2月に実施し、暴風雪を想定した実動訓練
や、全国でもあまり例を見ないと言われておりますブラインド方式による意思決定訓練など
にもチャレンジをするなど、避難計画の効果を高めるための取組をさせていただいており
ます。

委員の皆様方には、この間、何度も訓練をご視察いただき、ご助言も賜り、そういった
ものを通じて、原子力防災の実効性を高めることにつなげさせていただいているところで
ございます。

こうした中、ご案内のとおり、新型コロナウイルス感染症の流行によって、九州でも痛
ましいいろいろなことがありましたけれども、避難の在り方を改めて問われるような事態
となっております。原子力災害時におきましても、被ばく対策と感染症対策を両立できる
よう、防災計画に対策を盛り込んでいく必要が国の方針あるいは道議会でのご議論なども
ございまして、そういったものが生じてきているところでございます。

こうしたことから、本日の会議では、感染症対策を反映した北海道地域防災計画の修正
や、今月末、10月31日に予定させていただいております今年度の原子力防災総合訓練
の実施計画などにつきましてお諮りし、ご意見を頂戴できればと考えているところでござ
います。

委員の皆様方におかれましては、本道の原子力防災対策の充実強化に向けまして、引き
続き、ご理解とご協力をいただければ、誠に幸いに存じます。

本日も含めまして、引き続き、どうぞよろしく願いいたします。

【事務局（村松課長）】 本日の会議には、内閣府地域原子力防災推進官の永井様、原子
力規制庁泊原子力規制事務所原子力防災専門官の柿崎様、同じく、上席放射線防災専門官
の丸田様にご出席いただいておりますので、ご紹介させていただきます。

ありがとうございます。

次に、配付資料のご確認をさせていただきたいと思っております。

次第の配付資料の欄に出ておりますが、まず、順番に確認をしたいと思えます。

資料1-1、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）修正案の概要について、1枚物です。資料1-2がA4判横の北海道地域防災計画（原子力防災計画編）修正新旧対照表（案）となっております。資料1-3が感染症流行下での原子力災害発生時における対応方針（案）、1枚物でございます。資料2-1が令和2年度（2020年度）北海道原子力防災総合訓練について、1枚物でございます。資料2-2が令和2年度（2020年度）北海道原子力防災総合訓練実施要綱、資料2-3で、1枚物の令和2年度（2020年度）北海道原子力防災訓練進行時間（案）、資料2-4、1枚物になります令和2年度（2020年度）住民避難訓練整理表、そして、資料2-5として、訓練における感染症対策実施計画です。資料3-1、避難退域時検査場所候補地の追加についてということで資料を用意させていただいておりますが、不足はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

また、本日、飯田委員でございますが、ご欠席ということでお伺いしておりますことをご報告させていただきます。

それでは、これ以降の議事進行につきまして、小崎座長をお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

2. 議 事

【小崎座長】 ありがとうございます。

議事の進行を務めさせていただきます座長の小崎でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速、議事に入りたいと思えます。

初めに、議題（1）の北海道地域防災計画（原子力防災計画編）の修正について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（齊藤係長）】 原子力安全対策課の齊藤でございます。

私からは、地域防災計画（原子力防災計画編）の修正についてご説明させていただきます。

地域防災計画の修正につきましては、北海道防災会議において、例年、年度初めに実施しているところでございますが、今年度は防災会議が11月に実施されることとなったことから、それに先立ち、この委員会にお諮りすることとしたものでございます。

修正内容につきましては、防災会議構成員や関係市町村等に事前に照会させていただいており、それら関係機関のご意見を反映したものとなっております。

まず、資料1-1、修正案の概要についてご覧ください。

2の主な修正の概要にありますとおり、今回は主に三つの点で修正を予定しております。

（1）点目は、新型コロナウイルス感染症等が流行する中、原子力災害が発生した場合の防護措置について新たに規定するものであり、今回の修正の中心となるものであります。

具体的な内容につきましては、後ほど別紙でご説明させていただきます。

(2) 点目は、原子力防災訓練の実施結果等を踏まえた修正ということで、道では、これまで泊発電所周辺地域は外国人観光客が多数来訪するという地域特性を踏まえまして、外国人観光客への対応について、マニュアルの作成及び訓練の実施などの取組を行ってきたところがございます。これらの外国人への対応について、計画に明記することとしたものでございます。

(3) 点目は、その他ということで、国の防災基本計画の修正や、原子力災害対策指針の改正などを踏まえまして、文言の修正など、規定の整備を行うものでございます。

次に、感染症対策について、具体的にご説明申し上げます。

まず、資料1-2、新旧対照表をご覧ください。

8ページを開いていただきまして、中段の3章の第6節としまして、新たに感染症対策のことを追加することとしておりまして、計画上は、そこに記載のとおり、「感染症の流行下において原子力災害が発生した場合、別に定める『感染症流行下での原子力災害発生時における対応方針』に基づき、道及び関係町村は連携して感染症対策を講ずるものとする。」という形で記載させていただいております。

この計画の規定に基づき、新たに定める対応方針につきましては、資料1-3になっております。

具体的な対策は、資料1-3の第2に記載しておりますが、これらについては、内閣府から示されている感染症流行下での防護措置の考え方を基本としながら、道の実情に即した内容としております。

内容でございますが、まず、1のバス等における避難時としましては、(1)バス集合場所での対応として、アでは、乗車時にマスクの着用確認や手指消毒を実施するとともに、検温や、住民からの申告により発熱、せき等の症状の有無や濃厚接触者などへの該当性を確認することとしております。

また、イでは、人と人との距離を確保することや、感染疑い者とそれ以外の方のスペースの分離、ウでは、バス集合時は、集合場所での密集を避けるため、集合時間帯を分けて集合を分散化することとしております。

(2) 車両内での対応でございますが、まず、アでは、マスクの着用や手指の消毒に加えまして、必要に応じて、座席の間隔を空けた着席、乗務員と住民との距離を離れた着席を定めております。

また、イでは、被ばくによるリスクを避けるため、全面緊急事態以降に避難する場合は、放射性物質が放出される事態に備え、UPZ内を超えるまで、原則、換気はしないことと記載しております。こちらは、自家用車による避難の際も同様でございます。

ウでは、感染疑い者とそれ以外については、車両を分けて避難すること。やむを得ず、同一の車両で避難する場合は、十分な間隔を確保することや、ビニールシート等で車内を区切る等の対策を講じること。感染疑い者については、必要に応じて、保健所と連携して

対応することを定めております。

次に、2の屋内退避時でございますが、(1)につきましては、バス等における避難の考え方と同様、放射性物質による被ばくを避けるため、屋内退避の指示が出ている間は、原則、換気はしないこととし、(2)では、放射性防護施設や指定避難所で屋内退避に当たり、これまで述べた感染症対策を講じつつも、これらの実施が困難な場合につきましては、道や関係町村の調整により、UPZ外の避難先へあらかじめ避難を行うこととしております。

次に、3の避難退域時検査場所における対応でございますが、こちらにも感染疑い者との分離など感染症対策を講じることとし、また、密集を避けるために換気が可能な会場を優先して開設するとともに、国の考え方にはございませんが、必要に応じて検査場所そのものを増設するということを定めております。

次に、4の安定ヨウ素剤の緊急配布では、密室を避けるため、住民が車両から降車せずにドライブスルーのような形で配布をする方法としております。

次に、5の一時滞在場所及び避難先ホテル等での対応でございますが、バスとは異なり、自家用車で避難された方は、検温等による健康確認をまだ実施しておりませんので、受付時に健康確認を実施することとしております。また、避難先はUPZ外でございますので、この段階で被ばくのおそれがないことから、自然災害時の避難所運営と同様の感染症対策を講ずることとなります。

また、(2)は、国の考え方にはございませんでしたが、道では、各町村ごとに一時滞在場所を設置してありまして、それぞれに感染疑い者専用のスペースを設けるよりも、例えば、札幌市であれば1か所にそういうスペースを集約することで効率的な運営が可能となりますので、必要に応じて感染疑い者専用の一時滞在場所の設置を要請することとしております。

最後に、6のその他でございますが、(1)は、記載のとおり、基本的な感染症対策の徹底や、マスク等の持参について、住民に周知することを記載しております。

(2)では、これも当たり前でございますが、感染者につきましては、保健所と連携して対応すること、(3)では、本方針に定めるもののほか、感染症対策に必要な事項は、国の関係通知等の内容を踏まえまして適切に対応することを記載しております。

以上が対応方針の内容でございますが、感染症対策につきましては、今後のコロナウイルス感染症の流行状況や医学的な知見の蓄積、また、国や各自治体の取組状況なども踏まえまして、今後とも必要な対策を本方針に反映してまいりたいと考えております。

今後のスケジュールといたしましては、資料1-1の3番に記載しておりますが、本日の委員会のご意見を伺った上で、11月に実施される北海道防災会議に諮り、決定されるという流れになっております。

簡単ではございますが、計画の修正内容の説明としては以上となります。よろしくお願いたします。

【小崎座長】 それでは、ただいまご説明いただきました事項について、ご質問やご意見等がございましたら、お願いいたします。

成松委員、お願いします。

【成松委員】 札幌医大の成松です。

濃厚接触者ではなくて、感染疑い者とそれ以外の人を分けるのは当然のことだと思います。感染疑いの人ですから扱いは変わりますよね。実際に、今、社会でコロナが広がって、あちこちでどんどん出ているのは、感染疑いではない人が実は陽性ということでもあります。だから、避難行動が始まって人が集まれば、感染疑いではない方々の行動に関しても、かなり徹底的に、人と人との間隔を空けて、話さないでもらって、マスクしてもらってというのをやってもらわなければ駄目だと思うのです。その部分で、もっと徹底した具体的な指示というか、内容があってもいいのかなと思って見ていましたが、いかがでしょうか。

【事務局（片岡原子力安全対策課課長補佐）】 計画上は、感染疑い者ではない方々についても、バスの車内でしっかり間隔を空けるということを記載しています。

後ほどご説明しますが、今回の訓練でも住民の方々一人一人に紙をお配りして、大きな声で話さないでください、間隔をしっかり空けて、もしくは、コロナのアプリをしっかり活用しましょうというようなことを訓練、避難に合わせて周知をするというようなことで、実際のところは計画以上のきめ細かな取組を徹底していくということで考えております。

【小崎座長】 よろしいでしょうか。

かなり難しい追加の考慮事項があるということで、従来のものにさらに難しくなってくるのだと思うのですが、そこは計画の段階で訓練を通して課題点などもアップしていただいて対応していただくということで、計画編としてはこういう書き方ですよ。

【成松委員】 それでもいいと思うのですが、これを見ていると、例えば、屋内退避などの項目別の部分で表現していますけれども、避難行動が始まった時点で人をまとめるのであれば、どういうシチュエーションであってもやらなければならないこととして、バスの中であろうが、避難所の中だろうがという意味でしょう。共通の部分の一つ表現していただけると分かりやすいかなと思います。

【事務局（片岡課長補佐）】 基本的な考え方とか……。

【成松委員】 基本的な考え方として、ここもそうですけれども、誰が陽性か、ゼロかもしれないし、一人、二人いるかもしれないか、分からないような社会になっているということは、人が集まってしまう状況の中で、個人個人がどう行動を執るべきか。疑い者は、もう全然別格ですけれども、そうではない方でも十分距離を取って、大きな声を出さない、歌もそうですよね。とにかく、飛沫を遠くに飛ばす行動を執らないでください。それから、3密回避と、今も出ていますけれども、手洗い、うがいなどを症状のない方にも徹底してもらおうということを強く表現していただかないと、今の社会と同じことがその集団の中で起きてしまうと考えるので、そういう意味でございます。

【事務局（片岡課長補佐）】 分かりました。

基本原則みたいなものが何かあったほうがよろしいでしょうか。

【事務局（村松課長）】 今のご意見はごもっともだというふうに思いました。やはり、住民の方々に周知する際、どうやって周知していくかというところが肝だと思しますので、住民の方々に分かりやすく伝えられるように、この紙1枚だと伝わらない部分もありますため、広報をするときに分かりやすく伝えるように努力してまいりたいというふうに考えております。

【小崎座長】 よろしいですか。

私も、今伺っていて、例えば、後で感染者が判明した場合に、バスの隣に誰が座っていたかという情報はやはり事前に把握しておく必要があるのかなと思うのです。私の職場なんかでも、教室に何人、何時から何時まで誰が入っていて、誰が濃厚接触者になり得るのかというリストを作るという対応していました。これは一例ですけれども、できる限り知恵を集めて対応できることを事前に検討しておくということが必要なのだなと。

ただ、具体的にどこまでやれるのか、この計画編の中に文章としてどのように残すかというのは、またちょっと難しいところがあるかと思しますので、議論していく必要があるポイントなのかなと感じました。

そんなところでよろしいですか。

【事務局（片岡課長補佐）】 これは今回の訓練で使う紙ですけれども、これを住民一人一人にお配りをして基本原則を徹底すると。実際の発災時にも、こういうようなものをしっかり配っていきたいと思います。

【成松委員】 これを見せていただきましたけれども、マスク、手洗い、手指消毒ですよ。もう一つのポイントはうがい、口の中のウイルスというのは訓練中は無理ですよ。うがいはできませんけれども、会話に関しては、大声での会話の大声の線引きはどこにあるのですか。可能なかぎり話さないほうがいいと思うのです。とにかく、話すと飛沫が飛んで、飛沫の中に感染源があるのです。

【事務局（片岡課長補佐）】 もうとにかく会話を控えると。

【成松委員】 全く会話をしないと訓練にならないというのがあるので、可能なかぎりです。それから、当然のことながら、会話をするときにはマスクは絶対にしてもらって、最低限の会話量ということです。僕が気になったのは、大声の会話は控えましょうのところだけでございます。

以上です。

【事務局（片岡課長補佐）】 ありがとうございます。

【小崎座長】 ほかに、ご質問やご意見ございましたら、お願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

【小崎座長】 よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【小崎座長】 では、こちらの計画案は、この内容で修正を施すということで手続を進め

ていただければと思います。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

では、次に、議題（２）令和２年度（２０２０年度）北海道原子力防災訓練について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（酒井主任）】 道庁原子力安全対策課の酒井と申します。

私から、資料２に基づきまして、今年度の原子力防災訓練について説明させていただきます。

まず、資料２－１の令和２年度（２０２０年度）北海道原子力防災総合訓練についてご覧ください。

こちらを用いて、今年度の訓練について、簡単に説明させていただきます。

詳細については、それ以降の資料で説明させていただきます。

まず、訓練の目的については、記載のとおり、防災関係機関による原子力防災対策を円滑に実施できるよう、関係機関の連携や防災業務関係者の防災技術の向上を図るとともに、地域住民の防災意識の高揚や、防災対策に関する理解促進を図ることとしております。

２の主催については、北海道と泊発電所周辺の１３町村です。

訓練実施日時は、令和２年１０月３１日の土曜日の８時４５分から１６時までとしております。

訓練参加機関については、避難先などの２３市町村や、内閣府や、陸上自衛隊等の記載の機関に参加いただくこととなっております。

５の訓練想定につきましては、昨今の新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえまして、訓練の想定としても、新型コロナウイルス感染症の流行下において、後志地方西部を震源とする最大震度６強の地震が発生し、その後、原子力災害に至るといような想定としております。

６の訓練内容につきましては、まず、（１）意思決定訓練においては、オフサイトセンター運営訓練として、今回の訓練では、泊発電所からの施設敷地緊急事態に係る通報を受けて、実際に各要員が共和町のオフサイトセンターまでの緊急参集を行うところから訓練を行うこととしております。

災害対策本部等運営訓練としましては、地震との複合災害を想定しまして、災害対策本部員会議や指揮室運営訓練を行うこととしております。

（２）実動訓練につきましては、住民避難訓練では、住民の３０キロ圏外への段階的な避難において、バス集合場所やバス車内での検温の実施や体調確認等を行って、感染症対策を徹底した上で避難訓練を行います。感染症対策を講じた防護措置の確認というのをこの訓練の中で確認したいと思っております。

避難対象町村につきましては、今年度は発電所から５キロ圏のＰＡＺの泊村と共和町と、ＵＰＺにつきましては、発電所から南側地域の岩内町、寿都町、蘭越町、ニセコ町で避難訓練を行うこととしております。

そのほか、地震との複合災害を想定していますので、地震に伴う避難所の開設運営訓練を行いまして、その中で感染症対策を講じた避難所の開設運営を行うとともに、避難所での外国人への多言語による情報伝達等も行うこととしております。

孤立地域を想定したヘリや巡視船による避難、要配慮者の避難、一時滞在場所の設置・運営、原子力災害医療活動訓練、緊急時環境放射線モニタリング訓練を行うこととしております。

訓練後については、7、課題等の整理のとおり、訓練に参加した住民に対するアンケート調査や、防災関係機関に対する事故調査等により、原子力防災対策の充実に向けた課題等を把握・整理することとしております。

有識者専門委員の皆様方にも訓練を評価していただきまして、ご意見、ご指導等をいただきたいと考えておりますので、お願いいたします。

資料2-1は以上です。

続きまして、資料2-2の訓練実施要綱を用いまして、もう少し詳細な訓練の内容を説明させていただきます。

1枚めくっていただきまして、1ページ目には、資料2-1と同様に、訓練の目的等を記載しております。

1ページ目から4ページ目にかけて、参加協力機関を記載しているところでして、参加機関数については、現在約340機関ほどに参加していただくこととなっております。

5ページ目には、訓練の想定を記載しております。先ほどの資料2-1のとおり事故想定としておりまして、下の表に具体的な訓練の時系列を記載しております。

訓練は、10月31日の4時に後志地方西部を震源とする地震が発生すると想定しまして、8時45分に泊発電所から施設敷地緊急事態発生に係る通報を受けて訓練を開始しまして、PAZの要配慮者の避難開始とともに、オフサイトセンターの要員については、実際にヘリや公用車等で共和町のオフサイトセンターまで参集することとしています。

その後、9時50分に全面緊急事態に係る通報があり、その後、原子力緊急事態宣言を発出し、PAZ住民の避難が行うこととしております。

その後については、12時から15分間だけ訓練を中断しまして、この間、2日間、事態が進展したとしまして、放射性物質の放出や停止があり、さらに、最大震度6強の余震が再度あるというような想定にしております。

そのような中、12時15分から訓練を再開しまして、泊発電所から南側地域の岩内町、寿都町、蘭越町、ニセコ町の一部に一時移転指示を行うこととなっております。

避難の対象町村については、6ページの上の部分に記載しているとおりです。

訓練の重点活動項目については、6ページの下側に記載しているとおりで、特に今年度の訓練では、一番初めの緊急事態応急対策等拠点施設、オフサイトセンター運営訓練においては、オフサイトセンターへの緊急参集と、新型コロナウイルス感染症流行下及び地震との複合災害時における防護措置に係る防災関係機関との対応の調整というものは、例年

にはない新たなものとして追加しているところです。

住民避難訓練については、バス避難における感染症対策の実施、感染症対策を講じた避難所の開設・運営を本年度は新たに追加しているものです。

そのほか、緊急時環境放射線モニタリング訓練や、原子力災害医療活動訓練として重点活動項目を挙げているところです。

続きまして、7ページから9ページにかけては、各訓練項目ごとに主要活動項目等を記載しているもので、こちらについては、細かい内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

10ページには、上段、訓練における感染対策として以下のものを記載しております。記載のとおり、マスクの着用等や検温の確認等の感染対策を万全に行いまして訓練を行うこととしております。

資料2-2については以上です。

続きまして、資料2-3で、各訓練の進行時間について詳しく説明させていただきます。

先ほど説明したとおり、10月31日4時に地震が発生しまして、8時45分から訓練を開始して、施設敷地緊急事態発生 of 通報を受けて訓練を開始するとしています。

そのような中、9時から現地事故対策連絡会議を開催しまして、PAZの要配慮者の避難指示を行います。

その後、10時に原子力緊急事態宣言を行い、10時5分から原子力災害合同対策協議会全体会議を行って、PAZの住民の避難指示に係る会議を行うことにしております。

その後、要員は、順次、オフサイトセンターに参集しまして、おおむね11時半頃を目安にPAZ住民の避難状況等を確認するための会議を行うこととしております。

その後、12時から12時15分まで訓練を中断しまして、この間、放射性物質の放出や余震の発生があるとしていまして、12時15分からUPZの一時移転指示に関する会議を行って、住民の一時移転を開始することとしています。

その後、15時半をめぐりに、住民の一時移転状況の確認をする会議を行って、訓練終了ということにしております。

オフサイトセンターの要員については、PAZ住民の避難状況の確認等や、順次、付与される情報に基づいて、情報共有や関係機関への連絡等を行うブラインド方式による訓練を行うこととしております。

続きまして、住民避難訓練、実動訓練の状況について、資料2-4を用いて説明させていただきます。

こちらの表は、今年度の住民避難訓練における参加住民数や避難先等を整理したものです。

PAZの泊村と共和町につきましては、それぞれの避難先まで避難することとしております。

ただ、泊村の本来の避難先であるアパホテルリゾート&札幌が現在は新型コロナウイルス

ス感染症の軽症者の受入れ施設となっているため、代替の避難先をガトーキングダムサッポロと位置づけておりますので、今回の訓練でも、泊村の住民については、ガトーキングダムサッポロまで避難することとしております。

そのほか、UPZの一時移転については、避難先までの移動は行わず、途中の避難退域時検査場所まで、後志総合振興局または寿都町のゆべつのゆまで移動することとしております。

現在のところ、バス避難等の参加住民数については、約200人程度と例年の半分程度となっております。

続きまして、今回の訓練における感染症対策について、資料2-5により説明させていただきます。

訓練における感染症対策としては、主に、バス避難時における感染症対策と、避難所における感染症対策、感染疑い者の避難における感染症対策、オフサイトセンターにおける感染症対策というものを説明させていただきます。

まず、バス避難時における感染症対策については、2ページ目にありますとおり、運転者やバスに乗車する住民等はマスクを着用していただきまして、住民等にはバス乗車の前に検温を実施し、発熱者や体調不良者については、訓練への参加を控えていただきます。バス乗車時には、住民同士の距離を保って乗り降りしていただくようにしております。バス乗車の際には、手指のアルコール消毒を行います。バス車内では、運転席の後方1列は使用しないこととしまして、住民にはできる限り離れて着席してもらいまして、バス内での会話や飲食を控えていただくこととしております。また、バス車内では、訓練中、換気を徹底することとしております。

こちらがバス避難時における感染症対策です。

続いて、避難所における感染症対策について、3ページ目をご覧ください。

感染症対策を講じた地震に伴う避難所の設置運営訓練を岩内町の岩内町民体育館で行うこととしておりまして、その訓練における感染症対策として、まず、一般の住民のスペースと体調不良者等の専用スペースに分けて受付を行って、検温・アルコール消毒を行います。また、避難所内においても、体調不良者等の専用スペースを設置して、一般の避難者とは分離するようしております。避難所内には感染予防に係る掲示等を行いまして、感染予防に関する啓発を行うこととしております。

また、この避難所において体調不良者がいたというような想定で、4ページ目の感染疑い者の避難における感染症対策というものも訓練として行うこととしております。

今回の訓練では、実際に感染疑い者や感染者等の輸送を行っている民間事業者にご協力いただきまして、体調不良者の専用車両を用いて避難を行うこととしております。体調不良者の専用車両については、感染症対策のため、車内の前側の座席と後ろ側の座席の間に、写真にあるとおりのビニールシートにより間仕切りがありまして、また、座席についても、ビニールシートで養生されたようなものとなっております。また、乗務員については、運

転手と連絡調整者の2人一組になって対応してもらいまして、防護服を着て、感染疑い者（体調不良者）の搬送を行ってもらうこととしております。

続きまして、オフサイトセンターにおける感染症対策に関しては、5ページをご覧ください。

オフサイトセンターの入館時には、検温・アルコール消毒を行いまして、発熱者や体調不良者は訓練への不参加としております。

要員及びスタッフは、マスクと共に、フェイスシールドを着用するようにしております。各機能班席等には、アルコール消毒液やアクリル板を設置して飛沫の防止を行っております。

また、オフサイトセンター内の3密回避のため、オフサイトセンターの参集者を縮小し、テレビ会議等で意思決定訓練を行うこととしております。

簡単ですが、訓練については以上です。

【小崎座長】 それでは、ただいまご説明をいただきました事項について、ご質問やご意見等がありましたらお願いいたします。

どうぞ。

【成松委員】 この感染症対策に関する最後の部分ですが、全体としては適切な計画だと思っ

て見ていたのです。まず一つ、体調不良者の搬送がありますよね。これに関して、1台の車で何人乗せるのか。つまり、どういうことかという、体調が悪い人をまとめて乗せると、もともとそのうち1人しかコロナではないのにみんなに広がってしまうということがありますか。同じような懸念が今年の冬の札幌市内でもそうですし、道内の病院の外来で風邪だと思っ

て受診した人の中で1人混じっていてみんなに広がってしまうという懸念がやはりあるのです。

訓練ということですが、計画としてどういうふうにお考えか、お聞かせいただけますか。
【事務局（片岡課長補佐）】 基本的には、車両には1台1人というふうには考えております。ただ、実際に、感染疑い者がどのぐらい出るのか、そして、こういうような車両をどれだけ準備できるかですが、民間事業者だけではなくて、消防でありますとか、保健所の車など、いろいろな車両を仕立てながら感染疑い者を搬送していくと。とりあえず、今回の訓練上は、民間事業者とタイアップをしてやってみたいというような趣旨でございます。やはり、おっしゃるとおり、1台1人というのが原則だというふうには考えております。

【成松委員】 もう一つですが、オフサイトセンターの訓練に関して、3密回避のために訓練参加者を縮小するというのはいいのですけれども、それによる本部機能の変化、つまり、ふだんは十分な人を動員して十分な機能を果たしていますが、人を減らしても災害に対する必要な本部機能というのは存在しますよね。その辺の評価というのは今回やられる

ようなお考えがございますか。

【事務局（片岡課長補佐）】 縮小の対象とした機関に対して、アンケート調査などを通じて、活動に支障があったかどうかというようなことはきっちり検証したいというふうに考えております。

【小崎座長】 ほかにいかがでしょうか。

【稲津委員】 違う観点からの指摘というか、これまでずっと思っていたことですが、特に行政の話ですが、避難訓練は非常に大勢の人がやられていて、それで、そのときに大量の紙資料を準備したり、その場で配付していたと思うのです。ただ、一部にはタブレットや端末でソフトを介して画面を共有するというようなことが行われていました。コロナ前であっても、比較的ペーパーレスに近いような状況で訓練がなされていたと思うのですが、今のこのコロナの状況にあって、完全ペーパーレスを目指していくということにすると、コロナのために人のリソースが食われている部分があると思うので、それを緩和することができるかもしれないというふうに思っています。

住民に対する説明に対して紙を使わなければいけない場面が当然あると思うのですが、少なくとも行政の中においては、今ちょうど行政改革でペーパーレスまで目指すのだという話も出ておりますので、今すぐ実現しなければいけないということではないですけれども、例えば、ここにいっぱい紙がありますが、こういう会議でそれを実験してみても一回無くしてみるとというようなことを皮切りにして、現代的な避難訓練になっていけばいいのかなと思っております。

【事務局（片岡課長補佐）】 そうですね。例えば、ペーパーレス化、タブレットの活用でありますとか、遠隔地にいる先生であれば、テレビ会議の活用でのご参加といった点について、今後検討してまいりたいというふうに考えています。

ありがとうございます。

【小崎座長】 私も完全に賛成ですけれども、逆に、そういう機器が全く使えなくなって紙と鉛筆でやらないといけないというようなシチュエーションも考えておかないとならないなと思います。いろいろなことを考え始めたらきりがありませんが、そういう意味では、やはり何が起こるか分かりませんから、絞り込まないで、広く検討いただければなと願っています。

【事務局（片岡課長補佐）】 承知いたしました。

ありがとうございます。

【小崎座長】 ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

【畠中委員】 札幌医大の畠中でございます。

たまかなことですが、マスクを避難者に着用してもらうということや、手指の消毒ということが書かれております。マスクや消毒、フェイスガードは、ある程度、準備されているのでしょうか。

あとは、アルコールは、どうしても過敏な方もいらっしゃるのですけれども、そういう場合の別の薬品もあるのでしょうか。

【事務局（片岡課長補佐）】 備蓄については、基本的には、自分のマスクについては、しっかりお持ちくださいということを住民へ広報するというのが基本だと思っています。

各町村においても、マスク、アルコール消毒液などの備蓄はございます。ただ、十分な備蓄がされていないというのは事実でございます。そこは、今回、道で自然災害も含めまして相当数の備蓄をすることにしておりまして、原子力災害時には全道域に分散備蓄しているものをここに一気に集積させて、不足のないように対応していきたいというふうには思っております。

【島中委員】 マスクは具体的にどれぐらいあるのですか。

【事務局（片岡課長補佐）】 今、手元に資料がございませんので、そこは後ほどお答えさせていただきたいと思います。

【島中委員】 手指消毒用のアルコールはどれぐらいありますか。

【事務局（片岡課長補佐）】 本数ということですか。

【島中委員】 容量、ポリウムでいいと思います。アルコール以外の種類と量、フェイスガードが幾つあるか、計画のときには資料があったほうがいいかなと思います。

【事務局（片岡課長補佐）】 アルコール以外の消毒液というのは、今そういうものが何かあるのでしょうか。

【成松委員】 ありますよ。

【島中委員】 アルコールのアレルギーの方がいるので、用意しておかないとまずいことになると思います。

【成松委員】 アルコール以外にもいろいろあります。それを使う比率はそんなに高くないとは思いますが、各所に分散して少しずつでも配置しておかないと、実際に使うときにはニーズを果たせなくなってしまいます。

【事務局（片岡課長補佐）】 分かりました。

一応、第1弾として備蓄はしつつ、また、今後、備蓄は継続して行ってまいる予定でありますので、今のご意見を踏まえて、そこは対応していきたいというふう考えております。

【小崎座長】 ほかにいかがでしょうか。

私も、一つだけ。

資料2-1の最後のところの課題等の整理で、先ほどもご説明の中でちらっとお話しされていたのですが、感染症対応が入ったことによって、従来とどういふふうに変わってきたのかというところの分析をぜひ重点的に出していただければよろしいのかなと思ったのです。人員もそうですし、それから、所要時間がどのぐらい変わり得るのか、そういったところの解析、分析を後で行うことによって、万が一のときに、今、感染症がはやっているからとか、はやっていないからということで、対応が読みやすくなるのかなというふう

に思ったのです。

我々有識者の委員も、そういった視点でしっかりと視察させていただかないといけないなというふうに思っているのですが、事務局がまとめるときに、その点は、ぜひご検討いただければと思います。

【事務局（片岡課長補佐）】 承知いたしました。

関係機関へのアンケートなどにおいても、今おっしゃられたような視点を加えながら検証してまいりたいというふうに考えております。また、項目等につきまして、いろいろとご教示いただければというふうに思います。

【小崎座長】 ほかはよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

【小崎座長】 それでは、今回示していただきました訓練の案について承知いたしましたので、準備等が大変だと思いますけれども、進めていただければと思います。

それから、アルコール消毒等の備蓄については、後ほど何か情報いただければ助かります。よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、最後に、議題（３）その他、避難退域時検査場所候補地の追加について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局（酒井主任）】 今般、避難退域時検査場所候補地が追加されましたので、ご報告させていただきます。

資料３－１をご覧ください。

道の原子力防災対策においては、泊発電所で事故が発生し、放射性物質が放出される事態に至り、UPZ内で避難または一時移転が必要となる地域が発生した場合には、避難等を行う当該地域の住民に対し、UPZ境界近傍の避難経路上において、放射性物質の付着状況を検査し、避難先への移動に問題がないことを確認する避難退域時検査を行うこととしております。緊急時に迅速に検査体制を構築できるよう、関係自治体等の協力をいただき、避難経路上に位置する公共施設等を避難退域時検査候補地として、あらかじめ一覧化しております。

今般、後志自動車道の避難経路への追加や、昨年度来、実施した避難時間推計シミュレーションの結果において、UPZの北側地域において、東側地域や南側地域に比べまして避難退域時検査に時間がより長くなるというような結果が得られたため、関係機関と協議を行いまして、UPZ北側地域の避難経路上に避難退域時検査場所候補地を追加することとなりました。

追加する候補地の1か所目については、余市町と小樽市の間にある後志自動車道の小樽塩谷インターチェンジというところです。

もう一か所については、小樽市内の小樽港の近くにある勝納埠頭荷さばき地というところでございます。

具体的な場所については、1枚めくっていただきまして、避難退域時検査場所候補地一覧をご覧いただければと思います。

赤字になっているところが、今般、避難退域時検査場所として追加したところです。

ご報告は以上です。

【小崎座長】 ただいまご説明いただきました事項について、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

これは追加をしていただいたことによって、実際に避難させる場合には、要する時間がかなり短くできるということで、好ましい方向に展開されているということによろしいですよ。

【事務局（酒井主任）】 はい。

【小崎座長】 そういうことでしたら、特にご意見等もないのかと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【小崎座長】 それでは、会議次第は以上でございますけれども、全体を通して何かございますでしょうか。特に、今回、感染症という新しい観点が入っていますが、全体を通して何かご意見、ご質問等がありましたら、お願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

【小崎座長】 よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

【小崎座長】 ありがとうございます。

それでは、特にないようでしたら、以上をもちまして、本日の有識者専門委員会を終了いたします。

委員の皆様、非常に円滑な議事の進行にご協力いただきまして、ありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

3. 閉 会

【事務局（村松課長）】 小崎座長、ありがとうございました。

また、本日は、委員の皆様、ご多用の中をお集まりいただき、有意義なご議論いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして、有識者専門委員会を終了いたします。

今日は、どうもありがとうございました。

以 上